

堺市堺区匠町における通行止め規制について

規制開始日 平成30年9月28日(金)から
規制種別 自動二輪車・原動機付自転車通行止め
規制時間 終日



匠町地区において自動二輪車等が関わる交通事故が多発しているため、自動二輪車等の通行を禁止する交通規制を実施します。
よって、排気量にかかわらず自動二輪車や原付は「終日」規制区間内を通行できなくなります。
自動二輪車等で、海とのふれあい広場へお越しの方は交通規制にご注意下さい。
今後、交通取締りも行い、交通事故防止を図ってまいります。